

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（被共済者が退職した場合の届出） 第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 共済契約者の氏名又は名称 二 被共済者の氏名及び住所 三 被共済者の退職の年月日 <p>2・3 (略)</p> <p>2 (共済手帳の請求等) 第二百二条 共済契約者は、法第四十八条第一項の規定により共済手帳を請求しようとするときは、機構に対し、共済契約者証票を提示して、その共済手帳を交付しようとする被共済者の氏名、生年月日及び住所を記載した退職金共済手帳交付申請書を提出しなければならない。この場合において、次項の規定により提出された共済手帳があるときは、退職金共済手帳交付申請書にこれを添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（被共済者が退職した場合の届出） 第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 共済契約者の氏名又は名称 二 被共済者の氏名 三 被共済者の退職の年月日 <p>2・3 (略)</p> <p>2 (共済手帳の請求等) 第二百二条 共済契約者は、法第四十八条第一項の規定により共済手帳を請求しようとするときは、機構に対し、共済契約者証票を提示して、その共済手帳を交付しようとする被共済者の氏名及び生年月日を記載した退職金共済手帳交付申請書を提出しなければならない。この場合において、次項の規定により提出された共済手帳があるときは、退職金共済手帳交付申請書にこれを添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>